


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関	子育て支援部保育課 学校教育部教育総務課				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成31年度の医師会等諸手当について東大和市医師会と協議した結果、学校医及び零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額の改正について協議が整ったこと等から、別表の報酬額を改める。</p> <p>(1) 主な改正内容 学校医及び学校歯科医の報酬月額「44,250円」を「44,270円」に、 零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬月額「48,980円」を「48,930円」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 報酬額について、適正化を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>子育て支援部保育課及び学校教育部教育総務課より、条例改正の依頼あり。 文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成31年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。